新たな沖縄振興に向けて（提言）

～令和につなぐ島人ぬ宝～

令 和 ３ 年 ８ 月 ３ 日
自由民主党　政務調査会
沖 縄 振 興 調 査 会

令和４年（2022 年）３月 31 日、現行の沖縄振興特別措置法[1]等が期限を迎える。そして、５月 15 日には沖縄の本土復帰から 50 年、実に半世紀の年月を数える。

これまで国は５次にわたる振興計画に基づき、本土との格差是正や「強く自立した沖縄」の実現に向け、各種社会資本の整備や産業振興等に取り組んできた。沖縄は県民の懸命な努力とともに目覚ましい発展を遂げ、復帰時に 4,459 億円[2]だった県内総生産は４兆 4,141 億円[3]と約 10 倍となり、主要産業である観光業では、入域観光客数、観光収入ともに復帰時から約 20 倍に増加[4]した。一方で、1 人当たりの県民所得は上昇したとはいえ全国平均の７割程度と低く、子供の貧困問題、労働生産性の低さなど、依然として解決すべき課題が残されている。

今日の沖縄を作り上げ、力を尽くした先人の労苦に感謝の念を抱きつつ、未来を見据え、沖縄が我が国のフロントランナーとして飛躍的な発展を遂げるため、沖縄が抱える課題の本質に目を向ける必要がある。対症療法にとどまらず、課題の原因はどこにあるのか、そしてその原因への適切な措置は何であるかを深く検討し、それを政策として実行し、必要であれば修正をする。そうしたたゆまぬ努力こそ、沖縄振興に求められている。

なぜなら沖縄は今、新型コロナウイルスの感染拡大により観光を中心に大きな打撃を受け、県民は厳しい生活を強いられている。コロナ禍によって拡大した経済格差や浮き彫りになった新たな課題を前に、こうしたたゆまぬ努力こそが沖縄のコロナ後の未来を拓くとともに、これまで以上に沖縄振興に対する国民の理解と共感を得ることに繋がると考えるからである。

本調査会は、このような問題意識の下に、地元首長や経済界の関係者をはじめ離島医療、漁協、海保・海自 OB 等 17 回 34 名の御意見も伺いつつ、真に沖縄県民と沖縄の側に立ち、課題の本質を見つめ直し、現行法及び現行計画期限後の新たな沖縄振興の在り方について精力的に議論を重ねてきた。

---

[1] 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）。
[2] 昭和 47 年度。
[3] 平成 29 年度。
[4] 昭和 47 年度：入域観光客数 56 万人、観光収入 324 億円。平成 30 年度：入域観光客数 1,000 万人、観光収入 7,341 億円。

議論の一端を紹介すると、稼ぐ力となる産業振興では、国家戦略として展開されるデジタル、グリーン、観光等において、沖縄が先駆的取組を行うことが我が国の大いなる発展を導くとの意見を多数いただいた。

また、何よりも多かったのが、沖縄の豊かな人材の育成を挙げる声であった。例えば、ヒアリングしたある県内の経営者は、沖縄が抱える課題に深い理解を持ち、事業で得た利益を新規雇用や従業員の給与引き上げ、再投資にまわし、人材を育てつつ事業を拡大しておられた。今後の沖縄を牽引するであろう彼らの姿は実践的な人材育成の一つの在り方を示しており、これからの沖縄振興の中に活かしていきたい。

振り返れば、戦後も多くの人材が沖縄からアメリカに留学して研鑽を積み、本土復帰を経る沖縄を支えてきた。こうした歴史をふまえ、2000 年九州・沖縄サミットを契機に始まった沖縄の若者への有意義な人材育成の仕組みは、現在まで引き継がれている。

今回改めて、人材育成を沖縄振興の中心のひとつに位置づけ、この島の将来をつくりあげる礎としたい。

また、離島や海も含めた沖縄空間の国土全体の有効活用を挙げる声も同様に多かった。改めて言うまでもなく、沖縄は、東西 1,000km、南北 400km に及ぶ海域に点在する 160 もの島々からなる島嶼県であり、地政学的にも重要な場所に位置している。

アジアとの近接性などの優位性・潜在力を活かし、かつてのようにアジアの国々と盛んに交易し発展する姿と重ね合わせる声がある一方で、移動や輸送のコストが大きい離島の条件不利性や広大な基地による土地利用の制約等を指摘する声もあった。

いずれの声も真実であり、小規模な離島も含め、国境を担う沖縄において人々が安心して生活を営むことができる環境を作ることは、引き続き国の責務として取り組む重要課題である。

地理的特性や独自の歴史に裏打ちされた固有の文化をもつ沖縄が、豊かな人材の力により様々な潜在力・可能性を最大限発揮し、「21 世紀の万国津梁」として多くの国や地域と交流するかけはしとなることは、我が国社会に一層の多様性と国際性を与えるとともに、いわゆる総合的な安全保障としてアジア・太平洋地域の安定に資すると考える。

他にもここでは紹介しきれないほどの思いや提案を受け止めたが、新しい沖縄振興を国民の理解と共感の下で力強く進めるに当たり、自由民主党沖縄振興調査会として特に重要と考える諸点について、以下のとおり提言する。

今後、政府や沖縄県を始めとする地元関係者において、本提言も踏まえ、新たな沖縄振興に関する検討が一層深められることと期待している。本調査会としても、引き続き沖縄振興にしっかりと取り組んでいく考えである。

Ⅰ．重点的に対応すべき政策課題

１．経済の自立化に向けた労働生産性の向上や競争力のある産業の育成

（１）総論

沖縄の県内企業については、労働生産性が全国最下位にとどまっている、全国と比較して経営基盤がぜい弱な中小企業の割合が高い、県外や海外に展開するグローバル企業も見られない等の課題が存在しているが、現行計画期間においても必ずしも十分な課題解決が図られたとは言い難い状況にある。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用や個人消費など、県内経済に大きな影響を与えており、県内産業の脆弱性を明らかにした。

ポストコロナを見据え、成果を挙げている企業の取組も参考にしながら、一人当たり県民所得の向上を図るとともに、アジア・太平洋地域の玄関口に位置するという優位性を活かして日本の経済成長を牽引すべく、稼ぐ力のある競争力ある産業や外部変化に強い産業の育成・支援、デジタル投資やグリーン投資による生産性の好循環化や事業構造の変革、これらの取組を支える産業人材の育成等を進めることが重要である。

（２）生産性の向上・競争力の強化に向けた分野横断的な取組

ア．デジタルトランスフォーメーション（DX）／デジタル

労働生産性の向上に関して、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が喫緊の課題となっている。DX により、企業内の省力化・省資源化、生産・物流の効率化・迅速化等が可能となることで、労働生産性が飛躍的に向上するとともに、物流拠点の更なる活性化にもつながることが期待される。

DX への対応は全国的に求められているものであり、必ずしも沖縄に限定されるものではないが、特に沖縄においては、経営基盤の脆弱な中小企業等における取組の遅れが懸念されている。今後、沖縄産業の労働生産性を高め、対外的な競争力を向上させるためには、特に沖縄の中小企業等における DX 対応の支援を強化する必要がある。

イ．脱炭素（カーボンニュートラル）／グリーン

我が国は、2050 年カーボンニュートラルの実現を目標に掲げ、官民挙げて取組を進めることとしており、当然、沖縄においても、脱炭素に向けた取組を加速させていくことが求められている。

しかしながら、沖縄においては、CO_2の大きな排出源の１つである発電事業において、本土と切り離された独自の系統により電力供給が行われていること、多くの離島を抱えていること等の構造的な特殊性から、電力を安定的かつ安価に提供するためには、当面は火力発電（石炭火力）に頼らざるを得ない状況にあり、最新の技術動向等も踏まえつつ、既存発電施設の CO_2 排出性能の向上や再エネ導入に係る事業者の取組を支援することが必要である。

また、沖縄の産業界全体、あるいは社会全体として脱炭素に向けて取り組むため、発電以外の事業者等においても、事業の効率化や事業の変革等に取り組むことが必要であり、これらに対する支援等に関する検討も進める必要がある。

ウ．中小・中堅企業に対する支援

沖縄の産業構造を見ると本土と比べて規模の小さい企業が占める割合が大きいという特徴を有しており、これが第３次産業の割合の高さとともに沖縄の労働生産性を引き下げる大きな原因となっている。今後の沖縄の産業振興に当たっては、特に中小・中堅企業における労働生産性の向上・競争力の強化が必要不可欠である。

現在、様々な分野において、独自の創意工夫を武器に県外あるいは海外に向けて積極的な挑戦を行う中小・中堅企業も生まれてきているところであり、そのような企業に対して、その自発性や独自性を損なわないような形で積極的に支援する必要がある。

この他、県内中小・中堅企業の経営面における能力向上を図るための未来志向の伴走型の経営者支援や全国一後継者不在率が高い中小企業・小規模事業者の事業承継に対する支援等についても、沖縄企業の特殊性を踏まえた取組が必要である。

エ．産業人材の育成・高度化

沖縄産業の高度化・高付加価値化に向けては、それぞれの産業分野で働く人材の育成・高度化が必要不可欠である。これまでにも国からの委託事業等により、各産業分野において中核となる人材の育成やそのような人材のネットワーク形成に関する取組が進められてきており、このような産業人材の育成・高度化及びネットワーク化に係る取組は今後も継続的に進めていく必要がある。

なお、沖縄の労働生産性の低さの原因の１つとして、県内企業における離職率の高さや非正規雇用率の高さが指摘されているところであり、企業収益の向上が従業員報酬や就業環境の向上に還元され、それが企業の業績の更なる向上に繋がるという好循環が構築されることが期待される。

（３）各産業分野における取組

ア．観光業

沖縄の観光業は平成 30 年度に入域観光客数が 1,000 万人を超えるなど、その地理的優位性等を活かし、大きな成長を遂げてきた。飲食費や土産・買物費等を含む観光収入は平成 30 年度に 7,340 億円を超えており、まさに観光業は沖縄のリーディング産業として県経済を牽引してきた。しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり消費額は伸び悩みを見せており、質の向上が課題となっている。

今後、観光客の滞在日数を伸ばし消費額を増やすためには、文化、芸能、食、かつて世界一の健康長寿の島というブランド力の回復など、これまで必ずしも積極的に PR されてこなかった沖縄の独自性・強みを活かす方策を検討するとともに、近年、集積が進みつつある沖縄のスポーツ産業や医療他の産業分野との連携、ターゲットを絞った戦略的なプロモーションの展開、ソフト面を含めた観光客の受け入れ体制の整備等に取り組む必要がある。あわせて、世界最高水準のブルーツーリズムの実現や沖縄の豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムの推進に向け、関連事業者等とも協力し、海洋環境の維持等に関する取組を進める必要がある。地球上で最も生物多様性が豊富な特色を生かし、国立自然史博物館の誘致も期待が高まる。

イ．情報通信産業

2000 年前後から進められてきた通信環境の整備や企業誘致策等により、IT 産業は

観光業に次ぐ第２のリーディング産業として大きく成長してきた。特に沖縄に立地したIT関連企業による雇用者数は３万人程度[5]となっており、雇用の創出という観点から県内経済に大きく貢献している。他方、沖縄におけるIT産業については、コールセンターに代表される労働集約的な分野が中心で就業環境も必ずしも良好とはいえない等の指摘も行われてきた。

また、従来、IT産業については、本土から遠隔の地にあるという沖縄の地理的不利性を克服するものとして振興が図られてきたが、テレワークの普及等により、シングルマザー等、働き方に制約を抱える者の就労を実現するという観点からも注目を集めるようになっている。

今後のIT産業の更なる発展に向けては、既存産業の高度化、コンテンツ製作等の高付加価値な業態、あるいはビッグデータ関連産業等の外部変化に強いとされる業態の集積、サイバーセキュリティ―の人材とシステムの充実等が重要であり、積極的に支援する必要がある。

なお、前述のとおり、今後の沖縄の産業振興においては、DXの推進が分野横断的な課題となっており、DXを支える基盤という意味でもIT産業の発展・IT人材の育成は重要である。また、IT産業を支える基盤である情報通信環境について、離島を含めて、引き続き、整備を進める必要がある。

ウ．製造業・物流産業

従来、沖縄においては、本土から遠隔の地にあり、本土経済圏への輸送コストが高くなるという地理的不利性や占領期の経済政策等から大規模な製造業は発達せず、域内消費を中心に主に食品製造業において発展を遂げてきた。しかしながら、近年では、那覇空港第２滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進んだことにより、日本のみならず海外の市場への挑戦を可能とする環境が整ってきており、現に国の補助事業や特区・地域制度を活用して海外進出を図る企業が出てきている。

引き続き、このような流れを加速し、層の厚い産業構造の構築、一人当たり県民所得の向上等を実現するため、既存の取組の充実・強化を図るとともに、アジアの市場へのアクセスが容易という地理的な特性、メイド・イン・ジャパンのブランドイメージ、亜熱帯特有の希少な生物資源等、沖縄ならではの優位性を活かした高付加価値の製造業等の誘致・支援、産学が連携したスタートアップに対する支援に取り組む必要がある。その際物流コストの軽減にも配慮が必要である。

エ．農林水産業

沖縄県内の農業は、平成28年（2016年）及び平成29年（2017年）に農業産出額が1,000億円を超えるなど、復帰後最高（昭和60年（1985年）の1,160億円）の水準に戻りつつある。これは、これまで取り組んできた基盤整備や輸送費支援等の効果が表れてきているものと考えられる。他方で、特に離島や北部地域において、農林水産業の担い手の高齢化等が深刻化してきており、沖縄の農林水産業を持続的に維持・発展させるためには農林水産業の担い手不足への対応が必要となっている。サトウキビは、離島農業の基幹作物であり、離島人口維持の観点からも、国、県、市町村の役

[5] 令和元年。

割分担の中で、製糖業が維持される方策を検討する必要がある。

新たな担い手を農林水産業に引き付けるとともに、沖縄の農林水産業の更なる振興を図るためには、輸送費支援等の取組を継続する必要がある。農産物流通の高度化を進めるとともに、畜産や園芸作物の高付加価値化やブランドイメージの向上を図ることで、県外・海外の市場における競争力を強化することが重要である。

オ．酒造業

酒税の軽減措置は、酒造所の経営体力の強化と雇用の提供等に役立ってきたが、復帰に基づく特別措置が 50 年間続いたことから、今回、本調査会のヒアリングにおいて、オリオンビール及び酒造組合より５年ないし 10 年後の卒業に向けた自発的かつ積極的な提言がなされた。

党としてこの提言を真摯に受け止め、産業振興の観点から、創意工夫に満ちた取組を行っている事業所への支援を求める。また、県産泡盛のユネスコ無形文化遺産登録も目指し、事業の持続的な発展が成り立つよう、県や関係機関とも協力した対策も求める。

カ．その他の産業

沖縄は、東アジアの中心に位置する地理的特性や亜熱帯気候に由来する独特の生物資源など、日本の他の地域にはない優位性を有しており、様々な可能性を秘めている。

これまでにも、例えば、平成 30 年度（2018 年度）に那覇空港内に整備された航空機整備施設（MRO）を中核に航空関連産業クラスターの形成に向けた取組が進められてきているほか、近年では観光業と連携する形でスポーツ関連産業の振興・集積が進められてきている。また、ブルーエコノミー推進や海洋立国の実現に向けた海底熱水鉱床を始めとする海洋資源調査・開発に関する産業、赤道に近いという地理的利点を生かした宇宙旅行ポート等の宇宙関連の産業についても、沖縄の優位性を活かせる産業分野として、今後の発展が期待されている。

引き続き、沖縄の優位性・潜在力を活かした新たな産業の創出や既存産業の高度化に関する企業の支援や、そのための環境整備等を進める必要がある。

２．教育・人材育成

（１）総論

沖縄の更なる発展の鍵となるのはそれを支える人材であり、県内産業の基盤となる人材の確保が課題となる中、産業人材の育成とともに、学校教育段階における教育・人材育成への投資を強化する必要がある。また、人材育成に当たっては、指導者の育成やロールモデルの提示等の観点も重要である。

（２）学校教育段階の教育の充実

現在、沖縄の大学等進学率は全国で最低となっており、これが沖縄産業の一層の高度化の制約となっている部分があるものと考えられる。この背景には沖縄の家庭が置かれている厳しい経済状況があるものと考えられ、子供達に対して、各家庭の経済状況等に左右されることなく、その能力と適性に応じた適切な教育機会が確保されるよう、必要な支援を進める必要がある。

（３）産業人材の育成

上述のとおり、沖縄産業の一層の高度化及び高付加価値化のためには、経営に携わる人材を含め、産業人材の育成が急務となっており、引き続き、産業人材の育成・高度化に向けた取組を進める必要がある。

また、現下の沖縄の最重要課題の１つである子供の貧困対策に関して、民間企業と支援団体が連携する形で、シングルマザー等の専門技術取得の支援等が行われるようになってきており、行政サイドにおいてもこのような取組を後押しすることが期待される。

（４）幼児教育・保育の充実

沖縄における幼児教育･保育環境については､米軍統治が長く続いた影響等により、認可外保育所が多い、就学前の幼稚園への通園が一般的となっているなど、本土とは異なる特徴がある。このような特徴を踏まえた上で、沖縄の幼児教育・保育環境の充実等を図る必要がある。

（５）国際社会で活躍する人材の育成・交流

沖縄は独自の歴史をもち、移民に積極的に取り組んだことや空手発祥の地であることなど国際色豊かな文化を背景にしたネットワークを世界に広く有しており、これまでも小渕沖縄教育研究プログラムや TOFU プログラム等､国際的な人材交流事業が進められてきている。国際社会で活躍する沖縄の人材を育成するため、引き続き、様々な機関とも協力し、海外との人材交流事業の推進、県内での英語教育の一層の充実を図る。

３．豊かな県民生活の実現に向けた子供の貧困対策

沖縄の子供の貧困対策支援については、平成 28 年度（2016 年度）に、国による沖縄子供の貧困緊急対策事業により、支援を必要とする子供に関して支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の配置や､「子供の居場所」の運営に係る支援等が開始された。

また令和元年度（2019 年度）には、不登校児など手厚い支援を必要とする子供に対応できる「拠点型子供の居場所」や､「若年妊産婦の居場所」の運営支援などの取組が新たに始められており、これらの取組により、多くの子供や保護者が、生活支援や学習支援など必要な支援を受けられるようになった。今後は、市町村及び県が本来業務として取り組み、定着を図っていく必要がある。

しかし、沖縄の子供を取り巻く環境は、未だ一人当たりの県民所得が全国最下位であり、また、母子世帯の出現率などの指標を見ても全国ワーストのものが多いなど、全国と比較して深刻な状況にある。

このため、根本的な解決策として、県内産業の振興を図り、労働分配率の向上を実現するとともに、対象となる子供とその親の所得を確保するという大人の貧困対策が重要であり、そのために親が十分な所得を得られる職に就けるよう支援する必要がある。その際、こうした沖縄の課題を直視し、自らの経営の中でシングルマザーの IT 技術取得等を支援する経営者の取組も活かすべきである。

こうした取組とともに、政府は引き続き、子供の貧困対策支援員等の質の向上など、

ライフステージに応じた子供の貧困対策への支援の継続及び充実を進めていく必要がある。

４．産業及び県民生活を支える社会資本の整備

50 年にわたる振興策により、社会資本整備における全国との整備水準の格差は格段に改善してきている。

しかしながら、特に離島や北部地域を中心に、生活基盤を確保するため道路・港湾・農地等の整備が必要と言われており、引き続き、各種の社会資本整備、また、災害に強いまちづくりの推進、老朽化した社会資本のメンテナンスへの取り組みを進める必要がある。また、観光等の産業の振興や県民生活向上の観点から、西海岸道路を始めとするハシゴ道路ネットワーク等の整備やモノレールの能力増強に向けた３両化の推進を含め、道路・空港・港湾等の整備についても、一体的かつ戦略的に進める必要がある。過度な自動車依存型社会の中で、一人世帯の高齢化が進んでいるという特異な形態の社会構造も踏まえ、鉄軌道その他の新たな公共交通機関の整備の在り方も含め、公共交通政策のグランドデザインと整備について、引き続き検討を行う必要がある。また、人口密度の高い南部地域を中心に、引き続き住環境の改善に取り組む必要があるほか、県土の均衡ある発展を通じた人口の分散も図る必要がある。あわせて、景観、歩行者の安全、災害時の緊急輸送車両の通行に配慮し、新規幹線道路については原則として無電柱とするなど、無電柱化を推進する。

沖縄の誇りであり世界遺産でもある首里城について、「工程表」に基づき、政府の責任で着実に復元を進める必要がある。

５．北部振興

北部地域においては、交通アクセスや産業用地等の面で本島中南部と比べ地理的不利性を有しており、過疎化・人口減少が進む地域を多く抱え、また、所得面でも北部地域と本島中南部との間には一定の格差が存在するなど、依然として課題が残っている。

他方、北部地域においては、名護東道路の全面開通、やんばるの世界自然遺産登録、北部テーマパークの開業、本部港におけるクルーズ拠点の整備といった、今後の発展に向けた明るい話題も存在している。

政府においては、これまでも、県土の均衡ある発展を図る観点から、北部振興事業に取り組んできたところであるが、定住条件の整備及び産業の振興は未だに途半ばであり、引き続き、上述した発展の好機を着実に捉え、北部地域がエコ、グリーンに配慮した沖縄における経済発展の１つのモデルとなるよう、地元市町村の意見も踏まえ、所要の見直しを行いつつ、引き続き、北部振興事業に取り組む必要がある。

また、現在、沖縄県と地元市町村等との間で、公立北部医療センターの設置に向けた協議が進められているが、同センターは北部地域における医療提供の中核として位置付けられる重要なものであり、協議の進捗も踏まえつつ、政府としてその支援の在り方の検討を進めることが必要である。

６．離島振興

沖縄は広大な海域に散在する多くの離島から構成される島嶼県であり、沖縄の有人・無人離島はその面積をはるかに超える領海及び排他的経済水域等（以下「管轄海域」という。）を根拠付け、世界第６位を誇る我が国の管轄海域の形成に大きく貢献している。また、管轄海域の維持・管理において様々な活動を行うに当たり、沖縄の離島は活動の拠点として大きな役割を果たしている。特に、近年、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、沖縄の離島が果たす役割は従来以上に重要になっている。

しかしながら、沖縄の離島は、沖縄本島からも遠隔の地にあることに由来する割高な移動・輸送コストやそれに起因する割高な生活コスト等、自然的にも社会的にも厳しい環境に置かれている。こうした条件不利性を克服するため、県や市町村とも連携を図りつつ、離島の振興に力を尽くしていくことが必要である。

これまでにも、離島における条件不利性を克服し、定住条件を整備するため、沖縄離島活性化推進事業の他、離島の基幹産業である農業を始めとする産業の振興に資する事業や移動・輸送コストの支援、税制措置等が進められてきているが、離島の持続可能性の確保に向け、離島の実情も踏まえつつ、事業の効果的な実施に向けた見直し等を行った上で、こうした離島振興の取組を引き続き進めることが必要である。その際、特別措置等の対象となる離島の範囲については、尖閣諸島も含め必要に応じた検討が求められる。

７．基地跡地利用の推進

平成 25 年（2013 年）の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づき、今後、嘉手納飛行場以南で約 1,000ha に及ぶ駐留軍用地が返還される予定となっている。特に、那覇港湾施設、牧港補給地区（キャンプキンザー）、普天間飛行場など、大規模な跡地は大きな可能性を有しており、その有効活用を図ることは今後の沖縄振興において極めて重要である。

このような中、跡地の利用に関して、地元においては、デジタルや健康医療を始めとする新たな産業振興の拠点となることを期待し、様々な取組等が行われているところであり、国においては、引き続き、関係自治体の取組を積極的に支援することが求められ、令和３年度末で失効する跡地利用特別措置法[6]や土地の先行取得に係る基金や税制措置などの関連施策の確実な延長を図るとともに、支援策の拡充を検討する必要がある。

また、現在、今後の跡地利用のモデルケースとして西普天間住宅地区跡地において整備が進められている健康医療拠点については、引き続き、整備を着実に進めるとともに、健康医療拠点を中核とした関連産業の集積等に向けた検討を進める必要がある。

８．沖縄科学技術大学院大学（OIST）

沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、平成 24 年（2012 年）の開学以降、世界最高水準の教育研究機関を目指してきており、島嶼地域である沖縄県の課題解決に貢献する研究を始め、学術面において顕著な成果を挙げつつあり、その評価は徐々に高まってきている。また、県内の小中高生向けのアウトリーチ活動等を通じて、県内における認知度も

[6] 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第 102 号）。

向上しつつある。

今後も、沖縄県民の理解と共感を得ながら、OIST が沖縄の振興と日本及び世界の発展に貢献できるよう、適切に支援を行っていく必要がある。

Ⅱ．政策課題への対応に当たり必要な措置等

１．総論

現行の沖縄振興特別措置法は、沖縄の置かれた様々な特殊事情に鑑み、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目的に、県が策定した振興計画を実施するため、一括交付金を始めとする沖縄振興のための様々な特別措置が設けられており、これらに国が直接実施する事業や個別の補助事業を組み合わせる形で沖縄振興策は推進されてきた。

Ⅰ．に示した今後の沖縄振興における重点課題への対応においては、現行法に基づき進めてきた取組と同様に、県や市町村、民間事業者等が、必要に応じて国による支援を受けながら主体的に取り組むことを中心としつつ、特に国として重視する事項等については、国が自ら取り組むことも重要である。このため、新たな沖縄振興においても、引き続き、現行法の基本的枠組みをベースに、これまでの現行法に基づく特別措置について見直しを行いつつ、所要の法的措置を講ずることが必要である。

その際、法的措置を講ずる期間については、安定的な制度の運用に留意しつつ、現行法制定時には子供の貧困問題や人材育成等の課題を十分認識できていなかったことも踏まえ、時代の変化に迅速に対応し、課題の本質に的確に手が届く仕組みとなるよう適切な期間を設定すべきである。

現行法に基づく個別の特別措置に関する調査会の考えは、以下のとおりである。なお、これらの措置の運用に当たっては、これらの措置と国家戦略特区等の全国的な施策・制度との適切な連携の確保に留意する必要がある。

２．一括交付金

平成 24 年（2012 年）の沖縄振興特別措置法改正で設けられた一括交付金制度は、沖縄独自の制度として、各種産業の振興や人材育成、インフラ整備等に活用されてきた。例えば、本提言で前述した農林水産物の流通条件不利性解消のための物流コスト支援や離島住民の移動コスト支援等は、これまでも一括交付金を活用する形で事業が行われてきており、また、教育・人材育成や福祉等の住民生活との関連性が強い分野において、従来から一括交付金が重要な役割を果たしてきている。県内市町村等からも、一括交付金制度の存続に向けた強い要望が寄せられている。

今後の沖縄振興で重要な政策課題に対応するためには、まずは、県及び市町村が主体的に対応していく必要があることから、引き続き、そのための財源として、一括交付金制度が必要である。

今後の一括交付金の活用に当たっては、これまでの実施状況を検証し、着実な効果が認められる事業等に重点を置くなど、より的確かつ効果的な施策展開を図っていくことが重要である。

３．個別補助

沖縄振興を国家戦略として進めるという観点から、国として重点的に取り組むべき事項や、沖縄の特殊事情を踏まえ国として取組が求められる事項などについては、国が引

き続き、一括交付金とは別に、個別に厳選して高率の補助制度を設けることで対応する必要がある。

その際、国が設定した成果指標に基づき、達成状況に応じて不断の見直しを行い、より効果が高いものに予算を寄せるなど、メリハリをつけた対応を行うことが重要である。

４．高率補助

沖縄の社会資本整備に関して、産業の振興や県民生活向上を図る観点から、財政基盤が特に脆弱な離島や北部地域も含め、道路・空港・港湾・農地等の整備について、一体的かつ戦略的に整備を進める必要があり、こうしたニーズと沖縄の抱える条件不利性を踏まえ、引き続き高率補助制度による支援を行っていくことが必要である。

５．税制上の特例措置

Ⅰ．で述べた特区・地域制度における税制や酒税の軽減措置を始めとする沖縄における各種の税制措置は、民間事業者等が活用すること等により、企業誘致、産業振興、雇用機会の創出、県民負担軽減等が図られ、沖縄の経済発展や不利性解消等において一定の役割を果たしてきている。

こうした税制措置について、これまでの成果等も踏まえ、沖縄の政策課題の解決に向け一層効果的なものとなるよう重点化や国の積極的な関与を含めて必要な見直しを行い、民間事業者等の自主的取組の支援や沖縄の不利性解消等に活用することが重要である。

酒税の軽減措置については、事業者から自発的かつ積極的な提言がなされたことを受け止め、所要の見直しを行う必要がある。

６．沖縄振興開発金融公庫

沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における新産業の創出や既存産業の高度化、産業基盤の整備等に向けた資金供給において重要な役割を担うとともに、シングルマザー等のひとり親の雇用支援や学び直しに係る独自の貸付制度を設けるなど、沖縄の社会問題に対しても取り組んできている。

今後は、コロナ禍での地域経済の下支えに加え、沖縄の課題解決をリードする新たな企業への取り組み支援やOIST発等のベンチャー育成、基地跡地の面的開発など、従来型の金融サービスでは対応困難な様々な資金ニーズが見込まれる。このため、沖縄振興開発金融公庫は、外部の専門人材の知見を活用しながら有望な事業を「目利き」し、地元金融機関との連携の下、県経済の牽引役を育てる役割を果たすべきである。

このように、本土復帰以来沖縄振興策と車の両輪として沖縄を支えてきた沖縄振興開発金融公庫については、所要の法的措置も含め、その機能を強化させるとともに、引き続き独立した沖縄独自の組織として存続させることを強く求めるものである。

７．配慮規定等

現行の沖縄振興特別措置法には様々な配慮規定等が設けられているが、今後重点的に取り組む項目を中心に、必要な見直しや充実等の検討が行われることが必要である。

（以上）